

居宅介護 契約書

様 (以下、「利用者」といいます) と在宅福祉サービスまどか (以下「事業者」といいます) は、事業者が利用者に対して行う居宅介護について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、日常生活を営むことができるよう居宅介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は平成 年 月 日から効力を発揮します。
- 2 利用者から事業者に対して、契約終了の申し出が無い場合、繰り返し事業者を利用できるものとします。

第3条 (サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、この契約の終了後 5 年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受ける事ができます。

第4条 (料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定められた料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の15日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は当月の料金の合計額を翌月末までに支払います。
- 4 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用を負担します。

第5条 (契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得

ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内でもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示すことにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが半年以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず一週間以内に支払われない場合
 - ② 利用者が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 5 利用者が死亡した場合は、この契約は自動的に終了します。

第6条（秘密保持）

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

第7条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第8条（緊急時の対応）

事業者は、現に居宅介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに利用者の家族又は主治医等に連絡をとる等必要な措置を講じます。

第9条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証明書を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第10条（連携）

事業者は、居宅介護の提供にあたり、行政及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第11条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、居宅介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、敏速に対応します。

第12条（本契約に定めのない事項）

1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第13条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

契約者

（住 所）

（氏 名）

印

代理人（本人との関係）

（住 所）

（氏 名）

印

事業者

（住 所） 我孫子市天王台2-3-1

（事業者名） 在宅福祉サービスまどか

（代表者名） 大野木 綾子

印